

作成日 2023 年 2 月 14 日
(最終更新日 2023 年 3 月 14 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号： 2022-1-1169

課題名：1.5T MR ライナックに関する疫学研究

1. 研究の対象

・2022年2月～2023年2月の期間に当院においてMRライナックにて放射線治療を受けた患者

2. 研究期間

研究期間：2023年3月（研究実施許可日）～2028年2月

3. 研究目的

MR ライナックで放射線治療を受けた方の治療効果・副作用を評価することを目的としています。また、従来の放射線治療とは異なり、MRI を用いた放射線治療となるため、その最適なワークフローについて検討し構築することを目的としています。

4. 研究方法

当院にて MR ライナックで放射線治療を受けた方のカルテデータ・放射線治療に関する臨床データ・画像データを解析することで研究を行います。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、治療歴、副作用等の発生状況、カルテ番号・RI 画像・CT 画像といった医療画像データ 等

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究の研究です。

8. 利益相反（企業等との利害関係）について

研究の資金源は運営費交付金を用います。

本学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。 _

本研究は、運営費交付金を財源として放射線治療装置MRライナックによる治療の評価を行います。研究分担者の神宮啓一先生は、当該装置の製造販売元企業である(株)エレクタより寄附金を受けています。 _

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係に追加・変更が生じた場合は、所属機関において利益相反の管理を受けることにより、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：高橋 紀善（放射線治療科、助教）

【連絡先】

東北大学病院 放射線治療科

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL: 022-717-7312

研究責任者：高橋 紀善（放射線治療科、助教）

【連絡先】

東北大学病院 放射線治療科

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL: 022-717-7312

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合